

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
東彼杵町	赤木地区	令和4年2月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	173.82ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	97.16ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	69.77ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	22.67ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.21ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.30ha
(備考) 傾斜地が多く、茶を中心とした栽培を行っている。 S42～S52年度の県営農地開発事業で約80haが耕地整備され、西九州一の集団茶園を有している。	

- 注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、当地区では22.67haとなっており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が2.3haで少ないため、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・今後耕作放棄が懸念される農地で急傾斜地や狭地といった機械が入りにくく耕作困難な農地については、担い手への集約が見込めない。
- ・耕作放棄地の増加に伴い、有害鳥獣被害や害虫被害が増加している。
- ・基幹農作物である茶は嗜好品でもあり、景気に左右され価格が安定せず、将来に不安を抱えている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、農地中間管理機構を活用して中心経営体に集約を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、173筆、132,626㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、利用条件の悪い圃場については小規模な基盤整備や圃地内農道の整備を進め、作業効率化の向上・省力化を図る。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 茶以外に収益性の高い作物等の栽培も検討し、多角的な経営を目指す。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵の集落点検やイノシシの隠れ場所をなくすための草刈り等に取り組む。</p>
<p>販路拡大への取組方針 ふるさと納税の返礼品としての出品等、所得向上のための新たな販路の開拓に努める。</p>
<p>ブランド化への取組方針 基幹農作物である茶の優良品種への改植、茶品評会や日本茶アワード等への出品対策へ継続して取り組むことにより、日本一の「そのぎ茶」としてのブランド率向上を図る。</p>
<p>6次産業化への取組方針 基幹農作物である茶を活用した「ビワ混合発酵茶」、「みかん混合発酵茶」等の加工品の開発と生産に継続して取り組む。</p>
<p>その他 山林原野化した非農地については、農地以外への地目変更を行うよう推進し、農地の整理を進めるよう検討する。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

赤木

属性	農業者 (氏名・名称)	年齢 R3.10.1 現在	後継 者の 有無	現状 (a)		今後の農地の引受の意向 (a)		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農				茶・水稻・ 露地野菜	525	茶・水稻・ 露地野菜	625	赤木集落
認農				茶・水稻	585	茶・水稻	585	赤木、蕪集落
認農法				茶	1,620	茶	1,750	赤木、蕪集落
認農				茶・水稻	889	茶・水稻	889	赤木、三根集落
計					3,619		3,849	